

# 給付 1

- ◆ 医療費を現金で立て替え払いしたとき
- ◆ 治療のために必要な装具を作ったとき

## 『療養費支給申請書』

やむを得ない事情で保険医療機関の窓口にマイナ保険証または資格確認書を提示することができず、かかった医療費の全額を一時立替払いした場合や、医師の指示により治療のために必要な装具を作成した場合等は療養費として申請して払い戻しを受けることができます。

- マイナ保険証または資格確認書が使えない正当な理由があったとき。

〈ケース 1〉

- ・ 旅行中の急病・ケガ等ですぐに手当が必要だったが、近くに保険医療機関がなかったため、やむを得ず保険医療機関でない病院で自費診療を受けたとき
- ・ 資格取得届の手続き中（保険証交付手続き中）でマイナ保険証または資格確認書が未交付のためマイナ保険証または資格確認書が提示できず、保険診療が受けられなかったときなど

- 現金払いと決められているもの。

〈ケース 2～5〉

- ・ 病気又はケガの治療のため、保険医が必要と認めた治療用装具を作成、購入、装着したとき
- ・ 9歳未満の小児が小児弱視等の治療で眼鏡やコンタクトレンズを購入したとき
- ・ 四肢のリンパ浮腫治療のために医師の指示に基づき弾性着衣等を購入したとき
- ・ 生血液の輸血を受けたとき

【手続き及び支給金額等】は事項参照

(2024.12)

【手続き及び支給金額等】

ケース		給付範囲	添付書類(原本)
1	① やむを得ず保険医以外の医療機関にかかったとき ② マイナ保険証または資格確認書が提出できなかったとき	健康保険の治療の範囲の中で健康保険の基準により計算した金額から自己負担を差し引いた額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 領収書</li> <li>・ 領収(診療)明細書または、診療報酬明細書 (病名、治療内容、検査項目、薬品名等の分かるもの)</li> </ul>
2	治療のためのギプス、コルセット等をつくったとき	基準料金から自己負担分を差し引いた額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 領収書 (作成した装具の明細がわかるもの)</li> <li>・ 保険医の証明書</li> </ul>
3	9歳未満の小児が弱視等治療で眼鏡やコンタクトレンズを購入したとき	購入した費用(上限あり)から自己負担分を差し引いた額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 領収書</li> <li>・ 保険医の作成指示書</li> <li>・ 患者の検査結果</li> </ul>
4	四肢のリンパ浮腫治療のための弾性ストッキングを購入したとき	購入した費用(上限あり)から自己負担分を差し引いた額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 領収書</li> <li>・ 弾性着衣等装着指示書</li> </ul>
5	輸血(生血)の血液代	基準料金から自己負担分を差し引いた額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 領収書</li> <li>・ 医師の輸血証明書</li> </ul>

(2024.12)